

第4章

笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして
(保健福祉分野)

用語解説

＊1
高齢者保健福祉計画

本市では、老人福祉法による老人福祉計画と介護保険法による介護保険事業計画の関連性を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として策定。高齢化が更に加速する中、高齢者施策の基本的な考え方や取組を総合的かつ体系的に定めるとともに、介護保険事業を安定的に運営するための方向性を示す。（第4期：平成21年3月策定）

＊2
生活機能評価

65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定を受けている方を除く。）を対象として、身体の衰弱や低栄養といった加齢に伴う生活機能の低下をいち早く発見するための健診を行い評価する。

＊3
要支援・要介護

要支援は、日常生活で見守りや支援が、要介護は、日常生活で介護が必要な状態になること。介護を必要とする度合いに応じて、要支援で2段階、要介護で5段階の計7段階に区分。

＊4
口腔機能の向上

口腔機能とは、口に関する機能の総称であり、味わう、食べる、話す、笑うなどの非常に幅広い範囲に及ぶ。これらの機能は、栄養の摂取やコミュニケーションに直結し、健康な生活を送る上で重要なものであり、介護保険制度で提供されるサービスの一つ。

第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

課題と基本方針

総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）は、平成22年4月の時点で23.1%となっており、戦後生まれの団塊の世代が65歳以上の高齢期を迎える平成27年には、高齢化が更に加速することが予想されています。また、一人暮らしや認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況も大きく変化しています。

このような中、高齢者が地域の中で自立し、安心して生活できる社会を築くとともに、多様化する高齢者のニーズに応えていくためには、福祉・保健・医療の各サービスを総合的に推進していくことが求められています。

このため、市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、介護予防と健康づくりを推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者を地域全体で支え合うための仕組みづくりや、安心して住み続けられる生活環境の整備に取り組みます。

施策の方向

1 介護予防と健康づくり

① 高齢者保健福祉計画の推進【主な施策】

年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現をめざし、高齢者保健福祉計画〔＊1〕を推進します。

② 介護予防教室の推進【主な施策】

生活機能評価〔＊2〕で「二次予防事業の対象者」とされた、要支援・要介護〔＊3〕になるおそれの高い高齢者に対し、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上〔＊4〕」等の介護予防教室を推進します。

■要介護・要支援認定者の推移（各年3月31日現在）

（単位：人）

年 度	要支援1	要支援2	経 過 的 要 介 護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
平成17年	358		—	659	356	321	275	238	2,207
平成18年	264	248	0	359	412	378	308	265	2,234
平成19年	230	260	0	290	417	394	310	280	2,189
平成20年	220	280	0	261	368	395	312	336	2,172
平成21年	217	268	0	315	370	351	307	326	2,154

※ 平成17年の要支援1と要支援2は要支援として区分している。

用語解説

③ 地域イキイキ元気づくり事業の推進【主な施策】

町内会・自治会を単位として、レクリエーションや体操など、楽しく健康づくりを行う「地域イキイキ元気づくり事業【*5】」を推進します。

④ ふるさと農援隊事業の推進【主な施策】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、農業体験などのプログラムを実施する「ふるさと農援隊事業【*6】」を推進します。

⑤ 健康診査の推進【主な施策】

糖尿病等の生活習慣病【*7】を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査【*8】（74歳まで）や後期高齢者健康診査【*9】（75歳以上）を推進します。

2 多様な社会参加の促進

① 就業の促進

あきる野市シルバー人材センター【*10】を支援することにより、高齢者の経験や能力を活かすことができる就業の機会を提供するなど、高齢者の就業を促進します。



② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

*5

地域イキイキ元気づくり事業

健康づくり市民推進委員、社会福祉協議会のふれあい福祉委員、民生・児童委員、町内会・自治会役員などが中心になり、各地域の会館等で、毎月1回、レクリエーションやお話し会などの健康づくり（介護予防）を開催する事業。

*6

ふるさと農援隊事業

本市の豊かな農地や山林を活用した高齢者の健康づくり施策として、高齢者やその家族により「ふるさと農援隊」を組織し、農作物の育成・収穫やウォーキング、山林の手入れなどを行う事業。

*7

生活習慣病

糖尿病（Ⅰ型糖尿病を除く。）、脂質異常症（家族性脂質異常症を除く。）、高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

*8

特定健康診査

国民健康保険に加入している40歳～74歳（年度末時点）の人を対象に、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を引き起こすメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防、解消のために行う健康診査。

*9

後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、生活習慣病の早期発見、後期高齢者の健康保持・増進のために行う健康診査。

*10

シルバー人材センター

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地方自治体ごとに1つ設置されている公益法人。高齢者の希望に応じ、臨時的・短期的な就業の機会を提供する。

用語解説

*1

介護保険事業計画

本市では、老人福祉法による老人福祉計画と介護保険法による介護保険事業計画の関連性を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画として策定。高齢化が更に加速する中、高齢者施策の基本的な考え方や取組を総合的かつ体系的に定めるとともに、介護保険事業を安定的に運営するための方向性を示す。

*2

居宅サービス

介護サービスのうち、在宅で利用するサービス。訪問サービス、通所サービス、短期入所サービス、医師による訪問診療など、様々な種類のサービスがある。

*3

施設サービス

介護サービスのうち、施設に入所するサービス。特別養護老人ホーム、老人保健施設、老人病院（介護療養型医療施設）の3種類がある。

*4

地域密着型サービス

介護サービスのうち、要介護や要支援状態になっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービス。

*5

ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。要介護や要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じて、その心身の状況に合わせて適切なサービスが利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連携・調整を行う。

*6

ケアマネジメント

老人介護の分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のことで、その仕事をする人をケアマネジャーという。

3 高齢者の地域生活への支援

① 介護サービスの適正な提供【主な施策】

介護保険事業計画[*1]に基づき、居宅サービス[*2]、施設サービス[*3]、地域密着型サービス[*4]等、必要なサービスの供給量を確保し、介護サービスを適正に提供します。

② ケアマネジメントの充実

ケアマネジャー[*5]の能力向上を支援（相談・研修・援助）し、居宅介護支援事業所のケアマネジメント[*6]の充実を図ります。

③ 介護サービス事業者に対する指導等の推進

介護保険制度の信頼を高めるため、東京都と連携しながら介護サービス事業者に対する指導等を推進するとともに、介護サービスが適正に提供されるよう事業者連絡協議会等と連携を図ります。

④ 在宅支援の充実

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対する配食サービス事業等の助成など、在宅支援の充実を図ります。

⑤ 介護者への支援

ねたきり高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施するなど、介護者の負担軽減のための支援をします。

4 連携と支え合いの仕組みづくり

① 高齢者虐待の早期発見と迅速・的確な対応

地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを実施するために設置した「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。

② 高齢者への見守りの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域での多様な見守りに取り組みます。

用語解説

*7

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、家庭裁判所に申立てをして、その人を援助する人を付けてもらう制度。

*8

認知症

いったん発育した脳が損傷し、その結果として、それまでに獲得された知的能力が低下してしまった状態。

*9

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中での支援をする人。

*10

地域包括支援センター

介護保険法に基づき設置する地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

③ 成年後見制度の利用の支援【主な施策】

病気などのために、財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者に対し、必要に応じて成年後見制度[*7]の利用を支援します。

④ 高齢者等を支え合う仕組みづくり

高齢者とその家族を地域で支えていくための仕組みづくりを進めます。

⑤ 認知症対策の推進

認知症[*8]に対する正しい理解や接し方などの研修会の開催と認知症サポーター[*9]の養成に取り組むとともに、認知症予防のための情報提供を実施するなど、認知症対策を推進します。

⑥ 相談体制の充実

地域包括支援センター[*10]を中心に、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、相談窓口の充実を図ります。

■総合相談事業

(事務報告書より)

年 度	来 所	電 話	訪 問	合 計
平成18年度	190	114	62	366
平成19年度	71	42	53	166
平成20年度	453	412	112	977
平成21年度	776	1,345	205	2,326

※ 高齢者はつらつセンターと五日市はつらつセンターでの相談受付件数

※ 相談内容：介護保険、福祉サービス、虐待、権利擁護、医療、生活年金、病状、家族、近隣に関することなど

5 安心して住み続けられる生活環境の整備

① 円滑な移動・活動への支援

障がいを感じることなく、円滑に移動や活動ができるよう支援します。

② 住宅・施設への入居支援

市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

用語解説

*1

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方とする考え方。

*2

障害福祉計画

障害者自立支援法に基づき策定する計画であり、国の基本方針に即し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保について定める。(第2期:平成21年3月策定)

*3

地域自立支援協議会

障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け定期的に協議する場。

第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

課題と基本方針

障がい者は年々増加しており、障がい福祉サービスの利用者も増加傾向にあります。また、市民一人一人が、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が求められています。

このようなことから、市民誰もが地域で生き生きと暮らせるまちづくりをめざし、障がい理解のための啓発活動や交流の場づくりを促進するとともに、ノーマライゼーション^{〔*1〕}の理念や心のバリアフリーの浸透を図る取組を推進します。

また、障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、情報を得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実を図るとともに、在宅支援サービスの充実や障がいの種別に応じたコミュニケーション手段の確保と情報利用の円滑化の支援、暮らしやすい生活の場の確保、権利擁護、社会参加等を支援します。

施策の方向

1 障がい者福祉の推進

① 障害福祉計画の推進【主な施策】

障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの各種事業を円滑に提供するため、障害福祉計画^{〔*2〕}を推進します。

② 理解・啓発活動の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障がいや障がい者に対する理解・啓発活動を推進します。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援【主な施策】

地域自立支援協議会^{〔*3〕}を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙・ホームページを通じて情報提供の充実を図ります。

③ 在宅支援サービスの充実【主な施策】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を図るとともに、障がい者の経済的負担の軽減を図るなど、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、障がい児の療育相談、障がい者や難病患者の診療、歯科診療を実施している支援機関との連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

東京都精神障害者退院促進支援事業^{※4}などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

⑦ グループホーム・ケアホームの整備支援【主な施策】

障がい者の地域での自立生活を促進するため、東京都の補助制度を活用したグループホーム・ケアホーム^{※5}の整備を支援します。

⑧ 成年後見制度の利用の支援

親族のいない知的障がい者や精神障がい者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

3 生活行動の支援**① 特別支援教育の充実**

障がい児が個々の学習ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援教育^{※6}の充実を図ります。

② 日中活動の場の確保【主な施策】

生活介護、機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

**※4
東京都精神障害者退院促進支援事業**

地域において受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（いわゆる「社会的入院」の状態）について、病院から退院して地域生活へ移行させる東京都の事業。

**※5
グループホーム・ケアホーム**

病気や障害などで生活に困難を抱えた人が、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数、一般の住宅で生活する社会的介護の形態のこと。

**※6
特別支援教育**

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

用語解説

* 参考

あきる野市災害時要援護者避難支援プラン

災害発生時における要援護者への避難支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を踏まえ、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、地域防災計画に基づき、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものの。

* 1

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域で、常に住民の立場に立って相談や必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者で、「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

③ 移動・コミュニケーション支援サービスの推進【主な施策】

屋外での移動が困難な障がい者の外出のため、障がいに応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

④ 防災避難対策の推進

地域防災計画による災害時要援護者対策[*参考]を踏まえ、民生委員・児童委員[*1]、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等との連携を図りながら、防災避難対策を推進します。

4 社会参加の支援

① 就労の支援【主な施策】

就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援、職場開拓など、障がい者の就労を支援します。

② 社会復帰の促進

障がい者に対する集団生活指導や社会適応訓練を充実し、社会復帰を促進します。

③ 障がい者雇用の促進

障がい者がその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用を促進します。

④ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援

障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援などの事業を通じ参加を支援します。

⑤ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

⑥ 障がい福祉の拠点施設の提供【主な施策】

障がい福祉の拠点施設である「あきる野サポートセンター（秋川健康会館）」を、障がい者や障がい者団体の活動の場として提供します。

⑦ 選挙援助の充実

障がい者が支障なく投票できるよう、選挙援助の充実を図ります。

第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実

用語解説

課題と基本方針

市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすためには、運動・栄養・休養の調和のとれた健康づくりを進めることが必要とされます。特に、近年は、生活習慣病の増加が社会的な問題としてクローズアップされており、生活習慣の改善による予防も大きな課題となっています。また、生活習慣病の予防や介護を要する状態等の予防、がんの早期発見のため、各種健康診査・検診の充実を図る必要があります。

また、少子化や核家族化の進展により母子の置かれている状況が大きく変化しており、健康についての正しい知識の普及や意識の高揚、情報の提供を積極的に行う必要があります。

さらに、高齢化の進展や疾病構造の変化により医療ニーズが複雑化・多様化する中で、市民が住み慣れた地域で、症状に応じた適切な医療を受けられるよう、健康の保持増進から病気の予防、診断、治療、リハビリテーションまでの包括的、総合的な保健・医療体制の充実を図ることが求められています。

このようなことから、市民一人一人が健康に関心を持ち、「自らの健康は自らが守る」という意識の向上を図るとともに、健康診査の充実やホームドクター^{＊2}の必要性の啓発、地域における健康づくり活動の支援等を推進します。

施策の方向

1 保健相談センター機能の充実

① 相談機能の充実

いつでも気軽に育児や健康の相談等に対応できるよう専門職を配置^{＊3}するなど、相談機能の充実を図ります。

＊2
ホームドクター

病気になったときや怪我をしたとき、最初に相談するかかりつけ医。家族の体質や持病、健康状態を把握しているため、特に幼児や高齢者がいる家庭では、突発的な異変があった場合に速やかな対応ができるといわれる。

＊3
専門職を配置

保健師や栄養士などの専門職を確保し、育児、保健相談事業に従事させること。

保健師は、厚生労働大臣の免許を受け、地区活動や健康教育・保健指導等を通じて疾病の予防や健康増進などの公衆衛生活動を行う地域看護の専門家。

栄養士は、都道府県知事の免許を受け、栄養バランスの取れた献立や調理方法の改善等、栄養面から健康な食生活のアドバイスをを行う者。また、管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受け、傷病者の療養に必要な栄養の指導、個人の身体の状況や栄養状態等に応じた高度の専門的知識、技術を要する健康の保持増進のための栄養指導等を行う者。

用語解説

*1

めざせ健康あきる野21

健康増進法に基づく市町村健康増進計画であり、市民が、より豊かな人生を送るための一つの手段として、健康づくりをどのように進めていくかを市民とともに考えた健康づくり計画(平成19年3月策定)



「めざすまちの姿」のイメージ図

*2

生活習慣病予防健康診査

職場等で健康診査や人間ドックなどを受ける機会のない35歳から39歳までの人を対象に、生活習慣の改善が必要な人を早期に発見し、生活習慣病にならないように予防するために実施する問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、代謝系検査、腎機能検査などの健康診査。

*3

健康づくり市民推進委員

町内会・自治会の推薦により市長が委嘱した委員であり、地域において健康づくり活動を展開する。

2 健康づくりの充実

① めざせ健康あきる野21（健康増進計画）の推進

生涯を通じた市民一人一人の健康づくりを進めるため、めざせ健康あきる野21[*1]を推進します。

② 市民ニーズに合わせた教室・講座等の充実

母と子の健康の維持・増進を図るため、各種健診事業の充実とともに、市民ニーズにあわせた教室・講座等の充実を図ります。

③ 学校における健康教育の充実

教育委員会や学校と連携し、学校における健康教育を充実します。

④ 健康手帳の活用

健康の保持・増進を図るため、各種健康診査・検診の結果や健康教育、健康相談等を記録する健康手帳が活用されるよう取り組みます。

⑤ 生活習慣病予防等のための健康教育の充実【主な施策】

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、適切な指導や支援による健康教育の充実を図ります。

⑥ 各種健康診査・検診の充実【主な施策】

心臓病、脳卒中等の生活習慣病の予防、介護を要する状態等の予防、がんの早期発見の一環として、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査[*2]、各種健康診査・検診の充実を図ります。

⑦ 歯科保健の充実

乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科健診やかかりつけ歯科医の推進などにより、歯科保健の充実を図ります。

⑧ 地域の健康づくり対策の促進

市民の健康の保持推進を図るため、健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を促進します。

⑨ 地域の健康づくり活動の支援

健康づくり市民推進委員[*3]が行う栄養や運動、休養に関する普及活動などの地域の健康づくり活動を支援します。

⑩ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催による知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアの育成を図ります。

⑪ 食育の推進

健全な食習慣を身に付け安心して豊かな食生活を送れるよう、保育園、幼稚園、学校と連携しながら食育^{※4}を推進します。

⑫ 心の健康づくりの充実

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを充実します。

^{※4}
食育

生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるもので、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

3 予防体制の充実

① 予防接種の充実【主な施策】

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児・児童生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に行うなど、予防接種の充実を図ります。

② 高齢者の予防接種の促進・普及啓発

重症化が懸念される高齢者に対し、医師会や近隣市町村と協力し、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発を推進します。

■インフルエンザ予防接種の状況

年 度	対象者数	接種済者数	接 種 率	実施医療機関
平成17年度	15,818 人	6,839 人	43.2%	94
平成18年度	16,662 人	6,795 人	40.8%	105
平成19年度	17,429 人	7,781 人	44.6%	106
平成20年度	18,314 人	8,374 人	45.7%	107
平成21年度	19,031 人	7,625 人	40.1%	159

※ 対象者:満65歳以上及び政令で定める者

③ 感染症対策の充実

感染症発生の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動等により、正しい知識や情報を提供するとともに、感染症に関する危機管理体制を充実します。

用語解説

④ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

4 保健・医療提供体制の充実

① 保健・医療と福祉の連携強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。

② ホームドクターの必要性の啓発

市民一人一人が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつホームドクターの必要性の啓発を図ります。

③ 連携強化による医療行政の充実

医師会、歯科医師会、薬剤師会の連携強化により、医療行政の充実を図ります。

④ 救急医療体制の整備【主な施策】

市民が安心して暮らせる地域をつくるため、休日診療、準夜診療に加え、関係機関と協議・連携し、二次救急医療体制^{※1}の充実等、救急医療体制の整備を図ります。

※1

二次救急医療体制

入院治療を必要とする重症患者に対応する機関。都道府県が定めた医療圏域(二次医療圏)ごとに整備される。



⑤ 医療体制の充実

市民の医療ニーズに対応するため、公立阿伎留医療センターの医療体制の充実を図ります。

⑥ 献血の推進

市広報紙や回覧等により、献血の実施を周知するなど、献血の推進を図ります。

第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備

課題と基本方針

総人口に占める14歳以下の年少人口は、平成14年まで減少を続けてきましたが、平成15年以降はほぼ横ばいで11,600人から11,700人の間で推移しており、平成22年4月の時点の総人口に占める年少人口の割合は14.3%となっています。

少子化が進む一方、保育需要は増加の一途をたどり、特に、3歳未満児に待機児童が多いのが現状です。保育需要が増加している要因の一つに、女性の就労などの増加が挙げられており、この傾向は更に続くと予想されます。

これらの子どもを取り巻く環境や社会経済情勢は、目まぐるしく変化しており、保育ニーズの多様化や育児に関する悩み、地域・家庭における子育ての支援等、多様な課題に、迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。

このようなことから、子育てに関する情報提供や意識啓発を図るとともに、保護者の利用ニーズに合った多様な保育サービスの提供と拡充、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源の活用、子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。

また、学童クラブについては、育成時間の延長や入会児童数の増加に努めるとともに、障がい児の受入れなど、その充実を図ります。

施策の方向

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

① 次世代育成支援行動計画の推進【主な施策】

子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざし、次世代育成支援行動計画[*2]を推進します。

② 子育て支援の推進

母子健康手帳の交付、各種健康診査、健康教育、育児相談、新生児訪問の実施など、子育て支援を推進します。

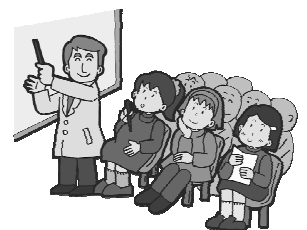
③ 子育てひろば事業の推進【主な施策】

保育所等の機能を活かし、身近なところで子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成を行う子育てひろば事業を推進します。

用語解説

*2 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体や企業等に策定が義務付けられた「行動計画」であり、本市では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるよう、地域の住民とともに取り組む「子育て・子育て」の支援策などを示す指針。(後期計画:平成22年度3月策定)



用語解説

*1

認証保育所

東京都独自の基準により設置された保育所。認可保育所よりも開所時間が長く、全施設で0歳児保育を行うなど、共働き世帯などの都市型保育ニーズに対応。



*2

低年齢児保育

0～2歳児の保育。

④ 児童館の整備と事業内容の充実【主な施策】

安全・安心な遊び場として、児童館の耐震化、改修等の整備を進めるとともに、地域の子どもが楽しく利用できるよう事業内容の充実を図ります。

⑤ 乳幼児一時預かり事業の推進

保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、一時的に預かる乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）を推進します。

⑥ 乳幼児短期保護事業の推進

保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、短期間保護する乳幼児短期保護事業を推進します。

⑦ 病後児保育事業の推進

保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を推進します。

⑧ 認証保育所への支援の推進

認証保育所[*1]への支援を推進します。

⑨ 保育園の待機児童の解消【主な施策】

保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大や定員の弾力的運用を図り、待機児童の解消を図ります。

⑩ 延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実【主な施策】

子育てと仕事の両立を支援するため、保育園の延長保育、低年齢児保育[*2]、子育て相談等の保育内容の充実とともに、学童クラブの育成時間の延長を図ります。

⑪ 学童クラブの充実

障がい児の受入れや入会児童数の増加に努めるとともに、既存施設の弾力的運用や公共施設の有効活用により、学童クラブの充実を図ります。

⑫ 家庭福祉員事業の推進

生後3か月から3歳未満までの児童を対象に、保護者が就労等の理由により保育を必要とする場合、保護者に代わり保育者の自宅で保育する家庭福祉員事業を推進します。

⑬ 市立保育園の民営化の検討

多様化する保育サービスに対応するため、市立保育園の民営化を検討します。

⑭ ファミリー・サポート・センター事業の充実【主な施策】

地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織である「ファミリー・サポート・センター」の事業^[*3]の充実を図ります。

■ファミリー・サポート・センター登録会員数の状況 [単位:人]

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
援助を行う者	41	79	105	121	139
援助を受ける者	59	127	184	239	280
両方	5	14	17	21	23
計	105	220	306	381	442

*3

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童をもつ子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者とその援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。相互援助活動の例としては、保育施設までの送迎や次の場合における子どもの預かり。保育施設の開始前や終了後・学校の放課後・保護者の病気や急用等・冠婚葬祭・他の子どもの学校行事・買い物等の外出。

2 親と子どもの教育環境づくり

① 家庭の教育力、地域の教育力の向上

家庭や学校、地域、関係機関との連携・協力の下、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力の向上を図ります。

② 自然体験活動の推進

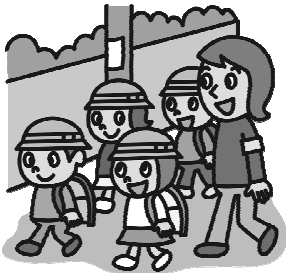
地域の教育力を活かしながら、自然とのふれあいの場として、森林や農地を活用した自然体験活動を推進します。

用語解説

*1

母子健康診査

母子保健法のに基づき、母性や乳児、幼児の健康の保持・増進のために行う妊産婦・乳幼児の健康診査。



3 要保護児童への対応の充実

① 児童虐待防止等支援機関との連携強化【主な施策】

児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における児童虐待防止等支援機関との連携を強化します。

② ひとり親家庭へのホームヘルプサービス事業の推進

日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行うなど、ホームヘルプサービス事業を推進します。

③ 障がいの早期発見・適切な療育の推進

妊産婦や乳幼児に対する母子健康診査[*1]と母子保健指導を充実し、障がいの早期発見と適切な療育を推進します。

④ 障がい児保育の充実

保育を必要とする児童を対象とした障がい児保育の充実を図ります。

4 子育てを支援する生活環境の整備

① 防犯活動の推進【主な施策】

保育園、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取組体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。

第5節 総合的な地域福祉の推進

課題と基本方針

地域社会は、子どもから高齢者まで、障がい者や経済的に弱い立場の人など、様々な市民によって構成されています。誰もが健やかで安らぎのある生活を営むことによって、初めて魅力ある地域社会をつくることができるといえます。

このようなことから、地域保健福祉計画〔*2〕に基づき、高齢者・障がい者・児童など、それぞれの福祉を充実させ、保健・医療の充実を図るとともに、福祉や保健・医療を総合的に結び付ける仕組みづくりを市民との協働の下、計画的に進める必要があります。

地域福祉の推進に当たっては、あきる野市社会福祉協議会〔*3〕をその中心的な団体に位置付け、その基盤の強化と事業の充実を支援し、また、秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点として位置付け、ボランティアの発掘、養成、活動等の支援を行っていきます。

施策の方向

1 総合的な地域福祉の推進

① 地域保健福祉計画の推進【主な施策】

市民・事業者・行政が協働して、市民一人一人の状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる生活環境をつくるため、地域保健福祉計画を推進します。

② 保健福祉総合相談案内窓口の設置検討

高齢、障がい、子育て等の分野別相談窓口の充実と合わせ、保健福祉総合相談案内窓口の設置に向けて検討します。

③ サービス窓口の充実と周知

地域包括支援センター、子ども家庭支援センター、障がい者相談支援事業所など、サービス窓口を充実するとともに、その周知を図ります。

用語解説

*2

地域保健福祉計画

すべての市民が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし、いきいきと活動していけるよう、本市における保健福祉施策を総合的・計画的に推進するための計画。
(平成22年3月策定)

*3

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づき設置された民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織。

用語解説

*1

ふれあい福祉委員

社会福祉協議会ふれあい福祉委員会の委員。本委員会は、町内会や自治会を単位に設置し、福祉に関する住民要望や地域課題の把握、福祉制度や福祉意識の啓発活動、住民による声かけや見守り運動の展開などの事業を行う。

*2

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全ての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念。障害者や高齢者などの特定の人に対して障害（バリア）を取り除くということに限らず、可能な限り全ての人に対して使いやすくする考え方。

*3

学校安全ボランティア

地域（PTA・町内会自治会等）の住民がボランティアで学校や通学路で巡回・警備等の見守り活動を行う取組。

*4

地域学校安全指導員

市教育委員会から委嘱された防犯の専門家（警察官OB等）。定期的に学校や通学路を巡回し学校の安全体制や通学路の危険箇所の問題点等を指導助言する。

④ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員などの活動支援

町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員^{〔*1〕}等の連携により、地域で幅広い福祉活動ができるよう支援します。

⑤ ボランティア活動の支援【主な施策】

秋川ふれあいセンターを拠点として、ボランティア活動を支援します。

⑥ 社会福祉協議会の基盤強化と事業の充実

地域福祉を推進する中心的な団体として、あきる野市社会福祉協議会を位置付け、その基盤の強化と事業の充実を支援します。

⑦ ユニバーサルデザインの推進

全ての人が利用可能なように環境をデザインしていくユニバーサルデザイン^{〔*2〕}を基本としたまちづくりを推進します。

⑧ 心のバリアフリーの醸成

様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする心を育てるなど、心のバリアフリーの醸成を図ります。

⑨ 巡回指導等の活動の支援

学校等と連携して、学校安全ボランティア^{〔*3〕}、学校安全推進会議、地域学校安全指導員^{〔*4〕}等による巡回指導などの活動を支援します。

⑩ 災害時支援体制づくりの推進

関係機関の連携により、要援護者の把握に努め、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを推進します。